

TaxFlash



暫定税金還付に関する新規則

2018年4月12日、財務大臣は暫定税金還付に関する財務大臣規則 No.39/PMK.03/2018(以下「PMK-39」)を公布しました。PMK-39では、従来の複数の規則を単一の規則に統合し、以下の規則を廃止します。

1. 低リスク付加価値税(VAT)課税対象事業者に適用可能な暫定VAT還付に関する財務大臣規則 No.71/PMK.03/2010(以下「PMK-71」)
2. 暫定VAT還付の手続を規定する財務大臣規則 No.72/PMK.03/2010の第5条から7条
3. 保税地区における事業者による暫定VAT還付の適用申請を禁止する財務大臣規則 No.255/PMK.04/2011の第18条A項
4. 優良納税者(Golden Taxpayer)に適用可能な所得税及びVATの暫定還付に関する財務大臣規則 No.74/PMK.03/2012(以下「PMK-74」)
5. 還付額が小さい納税者(低還付額納税者)に適用可能な所得税及びVATの暫定還付に関する財務大臣規則 No.198/PMK.03/2013(以下「PMK-198」)

適格納税者

暫定税金還付は、PMK-39下の条件を規定どおり満たす納税者に適用が認められます。

A. 優良納税者(以下の全ての条件を満たすこと)

1. 納税申告書を適時に提出すること。
2. 全ての税目について延滞税がないこと(分割納付又は納付の延期許可が発行された分の延滞税は除く)
3. 財務諸表が公認会計士又はインドネシア共和国監査委員会により監査を受け、監査人により3年連続で無限定適正意見が表明されていること。及び、
4. 過去5年間、税務上の犯罪について有罪判決を受けていないこと。

B. 低還付額納税者(以下のいずれかの条件を満たすこと)

1. 年次所得税申告書(AITR)にて所得税還付を申告する個人のうち、事業又はフリーランス活動の無い者
2. AITRにて所得税還付を申請する個人のうち、事業又はフリーランス活動を有し、1億ルピア(従来は1000万ルピア)を限度として申請を行う者
3. AITRにて10億ルピア(従来は1億ルピア)を限度として所得税還付を申請する法人、又は
4. VAT申告書にて10億ルピア(従来は1億ルピア)を限度としてVAT還付を申請するVAT課税対象事業者

C. 低リスクVAT課税対象事業者

以下のいずれかの事業活動に従事する法人は、低リスクVAT課税対象事業者(*Pengusaha Kena Pajak*、以下「PKP」)と認定されます。

- a) 輸出
- b) VAT徴収者に対するVAT課税対象物品及び/又はサービスの引渡、及び/又は
- c) VATが徴収されないVAT課税対象物品及び/又はサービスの引渡

この低リスクPKPは、以下のいずれかの条件を満たさなければなりません。

1. インドネシアにおける証券取引所にて株式が取引される法人(従来は40%のフロート要件が適用)
2. 大株主が中央及び/又は地方政府である法人
3. Priority Partner of Customs(税関のプライオリティ・パートナー)ステータスを有する法人
4. Authorised Economic Operator(認可された経済事業者)ステータスを有する法人
5. 上記の1から4で規定されるVAT課税対象事業者以外で、過去12ヶ月間にわたりVAT申告書を適時に提出しており、かつ事業所を有する製造業者又は生産業者、又は、
6. VAT申告書にて10億ルピア(従来は1億ルピア)を限度としてVAT還付を申請する法人

このほか、法人納税者は、過去5年間(従来は過去24ヶ月間)において、税務上の犯罪の暫定証拠に基づく税務調査及び/又は税務監査を受けておらず、かつ税務上の犯罪の有罪判決を受けていないことが申請要件となります。

適格納税者としての認定

優良納税者又は低リスクPKPの認定を受けるには、納税者は自らが税務登記する地域のIndonesian Tax Office(税務署、以下「ITO」)に申請書を提出しなければなりません。

優良納税者の資格申請者は、1月10日までに申請書を提出し、ITOはその受理から1ヶ月以内に決定を通知しなければなりません。

低リスクPKPについて、申請書は随時受け付けられており、ITOはその受理から15営業日以内に決定を通知しなければなりません。

認定ステータスは、決定の日付からその取消の日付(該当する場合のみ)まで有効です。

低還付額納税者は、認定ステータスの適用申請を行う必要はなく、関連する納税申告書上で直接、暫定還付の申請を行うことができます。

認定ステータスの取消

以下のいずれかの状況に該当する場合、認定ステータスが取り消されることがあります。

A. 優良納税者

1. AITRの提出の遅れ
2. いずれか1種類の月次納税申告書(MTR)の2課税期間連続での提出の遅れ
3. いずれか1種類のMTRの1暦年以内における3課税期間の提出の遅れ、又は
4. 税務上の犯罪の暫定的証拠に基づく税務監査又は税務調査の過程にあること

B. 低リスクPKP

1. 税務上の犯罪の暫定的証拠に基づく税務監査及び/又は税務調査の過程にあること
2. 税務上の犯罪で有罪判決を受けていること、又は
3. 低リスクPKPの要件を満たさないこと

暫定税金還付の手続

申請

暫定税金還付は関連する納税申告書の税金還付の項目にチェックマークを入れることで申請ができます。

承認された税金還付額が申請された還付額と異なる場合、納税者は別個の申請書を通じて再申請することができます。しかし、再申請を望まない場合は、納税者は関連する納税申告書の内容を修正しなければなりません。

申請書の審査

正式審査

国税総局(DGT)は、優良納税者又は低リスクPKPが申請する暫定税金還付の正式審査を行います。

	優良納税者	低リスクPKP
有効な認定ステータスを保有すること	√	√
現在、税務上の犯罪の暫定的証拠に基づく税務監査及び/又は税務調査の過程にないこと	√	√
いずれか1種類の月次納税申告書(MTR)の2課税期間連続での提出の遅れがないこと	√	
いずれか1種類のMTRの1暦年以内における3課税期間の提出の遅れがないこと	√	
AITRの提出の遅れがないこと	√	
過去5年間で税務上の犯罪で有罪判決を受けていないこと		√

重要性審査

暫定税金還付の申請を行う全ての申請者に対し、重要性審査が行われます。

	優良納税者	低還付額納税者	低リスクPKP
税額計算の正確性	√	√	√
控除済み源泉税納付書が源泉徴収義務者により申告されていること	√	√	
控除済みインプットVATが売手により申告されていること	√	√	√

	優良納税者	低還付額納税者	低リスクPKP
自己査定VAT納付の認証	√	√	√
納税者が規定の事業活動に従事していることの検証			√

決定

審査結果に基づき、ITOは暫定税金還付に関する決定書(Surat Keputusan Pengembalian Pendahuluan Kelebihan Pajak、以下「SKPPKP」)を以下の規定期間内に発行します。

- 優良納税者の場合、所得税は3ヶ月以内、VATは1ヶ月以内。
- 低還付額個人納税者の場合、15営業日以内。低還付額法人納税者の場合、1ヶ月以内。
- 低リスクPKPの場合、1ヶ月以内。

納税者による暫定税金還付申請が正式審査及び/又は重要性審査を通過しなかったことで却下された場合、ITOは納税者にその結果を通知します。

税金還付後の税務当局の対応

ITOは、暫定税金還付が認められた課税年度又は課税期間に対し、依然として税務監査を実施する権限を有します。

税務監査の結果、税金の過少納付に至った場合、以下の通り行政処罰が下されます。

- 優良納税者: 過少納付額の100%を追徴課税
- 低還付額納税者: 過少納付額の100%を追徴課税
- 低リスクPKP: 過少納付額に対する月2%の延滞税(最大で48%の延滞税)

特別規定

PMK-39では以下の通り、暫定税金還付申請に関する特別規定を設けています。

1. 低リスクPKP(税務監査結果から課される罰金を含む)の規定は、納税者が優良納税者の条件を満たす又はその還付額が低額である場合、継続してその効力を維持する。
2. ITOは、適格納税者が提出する、還付未申請で且つ過大納付された納税申告書を、税務監査を通じ、国税通則法(KUP法)第17条(1)項に基づき処理する。
3. ITOは、通常の還付申請(即ち、暫定税金還付スキーム下の規定に拠らない申請)がなされ、かつ過大納付された納税申告書を、税務監査を通じ、KUP法第17条B項に基づき処理する。
4. 暫定税金還付の申請が却下された場合、還付申請はKUP法第17条B項に基づき処理される。

経過規定

PMK-39では以下の経過規定を設けています。

1. 優良納税者に認定されていない適格納税者は、2018年4月12日から3ヶ月以内に申請書を提出することができる。ITOは必要書類の揃った申請書を受理してから1ヶ月以内に決定を通知しなければならない。
2. ITOは、2018年4月12日から1ヶ月以内に、優良納税者又は低リスクPKPの有効な認定ステータスを保有する既存納税者の再認定を実施する。
3. 審査が終了していない暫定税金還付申請は、PMK-71、PMK-74又はPMK-198の規定に従い処理される。
4. PMK-71、PMK-74及びPMK-198に基づく既存の実施細則は、PMK-39の規定と矛盾しない限りにおいて、継続してその効力を維持する。

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis

abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo

adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto

adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito

alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo

ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik

andrias.hendrik@id.pwc.com

Anton Manik

anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya

antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan

ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold

brian.arnold@id.pwc.com

Dany Karim

dany.karim@id.pwc.com

Deny Unardi

deny.unardi@id.pwc.com

Engeline Siagian

engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman

enna.budiman@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah

gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra

gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan

hanna.nggelan@id.pwc.com

Hasan Chandra

hasan.chandra@id.pwc.com

Hendra Lie

hendra.lie@id.pwc.com

Hisni Jesica

hisni.jesica@id.pwc.com

Hyang Augustiana

hyang.augustiana@id.pwc.com

Laksmi Djuwita

laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman

lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto

mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret

margie.margaret@id.pwc.com

Mohamad Hendriana

mohamad.hendriana@id.pwc.com

Otto Sumaryoto

otto.sumaryoto@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon

parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas

peter.hohtoulas@id.pwc.com

Raemon Utama

raemon.utama@id.pwc.com

Runi Tusita

runi.tusita@id.pwc.com

Ryosuke R Seto

ryosuke.r.seto@id.pwc.com

Ryuji Sugawara

ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie

soeryo.adjie@id.pwc.com

Sujadi Lee

sujadi.lee@id.pwc.com

Sutrisno Ali

sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim

suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson

tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung

tjen.she.siung@id.pwc.com

Turino Suyatman

turino.suyatman@id.pwc.com

Yessy Anggraini

yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja

yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah

yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id



PwC Indonesia



@PwC Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2018 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.